

平成 28 年 9 月 12 日

各 位

千葉県千葉市稲毛区長沼町 330 番地
鬼怒川ゴム工業株式会社
代表取締役社長 関山 定男

株式等売渡請求の承認に関する公告

当社は、当社の特別支配株主である株式会社VGホールディングス第一号（住所：東京都千代田区大手町一丁目9番6号）（以下「特別支配株主」といいます。）から平成28年9月12日付で通知を受けた、当社の株式に係る株式売渡請求及び当社の新株予約権に係る新株予約権売渡請求につき、平成28年9月12日開催の当社取締役会において、承認いたしましたので、公告いたします。

1. 株式売渡請求をしない特別支配株主完全子法人

該当事項はありません。

2. 売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額又はその算定方法及びその割当てに関する事項

特別支配株主は、売渡株主に対し、売渡株式の対価として、その有する売渡株式1株につき780円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

3. 新株予約権売渡請求に関する事項

(1) 新株予約権売渡請求をしない特別支配株主完全子法人

該当事項はありません。

(2) 売渡新株予約権者に対して売渡新株予約権の対価として交付する金銭の額又はその算定方法及びその割当てに関する事項

特別支配株主は、売渡新株予約権者に対し、売渡新株予約権の対価として、その有する売渡新株予約権1個につき779,000円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

4. 取得日

平成28年10月26日

5. 株式等売渡請求に係る取引条件

売渡株式及び売渡新株予約権の対価（以下「本売渡対価」と総称します。）は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載又は記録された売渡株主及び売渡新株予約権者（以下「売渡株主等」と総称します。）の住所又は売渡株主等が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されます。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付について特別支配株主が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、当該売渡株主等に対する本売渡対価の支払が実施されます。

以 上